

保護者の皆様へ

富田林市教育委員会

幼児・児童・生徒及び教職員に感染者が確認された場合の対応について

【令和 3 年 1 月 8 日改訂】

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、本市立学校園におきまして、幼児・児童・生徒及び教職員に感染者が確認された場合の対応について、以下のとおり改訂しましたので、お知らせさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後にも必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

1. 臨時休業について

○幼児・児童・生徒及び教職員に感染者が確認され、感染拡大の恐れがある場合（＝保健所により濃厚接触者が特定される）は、保健所の指示、助言のもと、当該学校園の全部、あるいは学年や学級単位で臨時休業を実施します。その後、消毒作業等を終え、濃厚接触者の陰性が確認された段階で臨時休業を解除します。

- ・濃厚接触者の中に陽性者が確認された場合は、引き続き保健所により濃厚接触者の特定が行われますので、臨時休業期間が延長となる場合や他の学年、学級が臨時休業となる場合があります。

2. 授業中に感染者が確認され、濃厚接触者が特定された日の対応について

○臨時休業の対象となる範囲（学校、学年、学級）を決定次第、翌日からの臨時休業に関する連絡を行い、該当する幼児・児童・生徒の保護者に連絡をした上で、速やかに下校、降園いたします。

3. PCR検査結果の確認及び把握について

○幼児・児童・生徒及び保護者（同居の家族を含む）がPCR検査を受検することになった場合は、速やかに各学校園へご連絡ください。

4. 感染された方、濃厚接触者と判定された方への配慮について

○新型コロナウイルス感染症については、誰もが感染する可能性があります。感染された方、濃厚接触者と判定された方の特定やその方々を排除することなく、少しでも早く通常の生活にもどれるような応援ができるようご家庭で子どもたちにもお話しいただきますようお願いいたします。

※日々の健康観察において、いつもと違う状態や症状を確認された場合は、以下の相談センター等へご連絡、ご相談いただきますようお願いいたします。

【府民向け相談窓口】 ※午前9時から午後6時まで（土・日・祝日も対応）

専用電話 06-6944-8197 F A X 06-6944-7579

【新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）】

※土・日・祝を含めた終日連絡可能 06-7166-9911 富田林保健所